

○愛西市子育て支援センターの管理及び運営に関する規則

平成17年4月1日

規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第97号）第8条の規定に基づき、愛西市子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の手続)

第2条 子育て支援センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次のとおり手続をしなければならない。

- (1) 個人にあつては、使用しようとする日の当日に、子育て支援センター個人使用簿（様式第1号）に必要事項を記入しなければならない。
- (2) 団体で使用しようとする者は、子育て支援センター団体使用申請書（様式第2号）を事前に市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第3条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 清潔に使用し、他人に迷惑をかけること。
- (2) 所定の場所以外において飲食をしないこと。
- (3) 許可を受けずに広告類の配付又は物品の販売をしないこと。
- (4) その他条例並びに規則及び係員の指示に従うこと。

(児童館等運営委員会)

第4条 子育て支援センターの運営に関し、地域社会との連携を密にするため、愛西市児童館等運営委員会を設置する。

(開館時間及び休館日)

第5条 子育て支援センターの開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

ただし、市長において特に必要があると認めたときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の立田村子育て支援センターの管理及び運営に関する規則（平成16年立田村規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月21日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	開館時間及び休館日
立田北部子育て支援センター	(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで。 ただし、5月から9月までの期間については、 開館時間を午前9時から午後5時30分までとする。
立田南部子育て支援センター	

開治子育て支援センター	(2) 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日から1月3日まで並びに12月29日から12月31日まで
八輪子育て支援センター	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)